

受験生、保護者の皆さまへ

入学料、授業料などの振込みについて(お知らせ)

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第312号)等が平成18年9月22日に公布され、平成19年1月4日から施行されることになりました。

この改正に伴って、入学料等の納付手続の際の金融機関での取扱いが変更され10万円を超える入学料等を現金で振込む際には本人確認書類を提示することが必要になります。

つきましては、「入学料」並びに「1年次前期授業料等」の振込み手続が次のように取り扱われますのでお知らせいたします。

現金で振込みをおこなう場合

金融機関の窓口から現金で振込まれる場合は、指定の振込用紙とともに振込み手続をおこなう方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。本人確認書類の提示がない場合は振込みができません。ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

預貯金口座を通じて振込みをおこなう場合

口座開設時に本人確認が済んでいる預貯金口座を通じて振込みをおこなう場合は、ATM、窓口のいずれにおいても本人確認が不要です。従来と同様の方法で振込みができます。

詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお尋ねください

ご参考

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>
文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>

夙川学院短期大学